

日本遺産北総四都市江戸紀行ロゴマーク使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」(以下「日本遺産北総四都市江戸紀行」という。)について、日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会(以下「協議会」という。)が定めるロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、ロゴマークの適正な使用を促進し、もって日本遺産北総四都市江戸紀行の普及啓発、広報、理解促進を図ることを目的とする。

(使用対象者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規定に定めた手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- (3) 不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- (5) 商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する場合
- (6) ロゴマーク及び「日本遺産 (Japan Heritage)」事業等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴマークを改変して使用する場合
- (8) その他、会長が不相当と判断する場合

(使用の届出)

第3条 ロゴマークを使用する者は、日本遺産北総四都市江戸紀行ロゴマーク使用届出書(別記様式第1号)(以下「届出書」という)に必要な書類を添付して、日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 協議会及びその構成団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 構成文化財の所有者・管理者
- (4) その他、会長が必要と認めた場合

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用については、原則として無償とする。

(使用方法)

第5条 ロゴマークの使用方法については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 文化庁が定める「「日本遺産 (Japan Heritage)」ロゴマークの使用マニュアル」の規定に準拠し、協議会と別途協議すること。
- (2) 第3条の規定により使用する場合は、届出書に記載した目的、期間、方法で使

用すること。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。

(使用の取消し)

第6条 会長は、ロゴマークの使用がこの規程に反していると認められるときは、使用を取り消すことができる。この場合、届出者は、使用の取消処分に直ちに従わなければならない。

2 協議会は、使用の取消処分によって、届出者に損害が生じても、その責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第7条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い、事故、苦情等が発生した場合は、使用者自らの責任のもとに誠意を持って適切な措置を講じなければならない。

2 協議会は、ロゴマークの使用に伴う事故等について、その責を負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年2月13日から施行する。